

新しい司法書士像を求めて

ザ・フォーラム

《季刊》2001.4 No.46

発行

司法書士・行政書士
丹羽正夫事務所

〒461-0017
名古屋市東区東外堀町32
番地 鈴木ビル4F
TEL 052-962-9693
FAX 052-962-9633
E-mail info@niwaoffice.com
URL <http://www.niwaoffice.com/>

登記・法律問題など、
お困りのことがございましたら、お気軽にご相談ください。

カンボジアは暑かった！



アンコールワット前
菩提樹の木陰で茶会



アンコールトムにて

社においても、
事業承継など
の方法として
も幅広く利用
することができます。

・消費者契約法 事業者の一定行為により
消費者が誤認・困惑した場合の契約の取消、
不利益条項の無効を定めています。
・個人民事再生の法制 継続的な収入見込
と一定の分割返済を条件として多重債務に陥っ
た個人の生活を再建する手続等、また、住宅
ローンの弁済繰延べ等も認められます。

一 はじめに
今年四月一日付で、多くの新法・改正法が
施行されました。これらのうち、民事・商事・
手続法・生活関連法について、注目したいと
思います。

二 民事・生活関係
・情報公開法 何人も行政文書の開示を請
求できます。
・家電リサイクル法 四品目の家電製品に
ついて、リサイクル料金、収集運搬料金の費
用負担が消費者に発生します。
・大深度地下の公共的使用に関する特別措置
法 地表から四〇m下の利用について定
めました。

三 商事関係

・会社分割法制 企業の組織再編成のため
の法整備のしんがりとして、施行されました。
合併法制の合理化、株式交換・移転制度と共
に、企業の組織再編により、経営の効率性を
高め、企業統治の実効性を確保することを目
的とします。会社が、営業の全部または一部
を他の会社に包括的に承継させる制度です。
大会社のみならず、中小株式会社、有限会



法改正の動向

司法書士 丹羽正夫